

日バス協業第181号
令和5年5月31日

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に
関する処理方針等通達の一部改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、国土交通省より、標記の件について、添付資料^{別紙1}、^{別紙2}、^{別紙3}のとおり通知がありましたので、お知らせします。

また、【背景・改正の概要等】についても周知依頼がありましたので、併せて貴協会におかれましてもその旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

[添付資料]

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針等通達の一部改正について（日本バス協会あて）
- ・一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針等通達の一部改正について（運輸局あて）
- ・^{別紙1}一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成13年12月5日付国自旅第116号）の一部改正案新旧対照表
- ・^{別紙2}一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成13年12月5日付国自旅第118号）の一部改正案新旧対照表
- ・^{別紙3}一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領（平成13年12月5日付国自旅第117号）の一部改正案新旧対照表
- ・【背景・改正の概要等】一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針等通達の一部改正について

担当：業務部（松浦、川鍋、渡辺）

TEL：03-3216-4014